

真庭市国民保護計画の変更について

真庭市国民保護計画(平成19年2月策定)を変更するため、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第35条第8項の規定により報告するものです。

1 主な変更事項

区 分	主 な 内 容
(1)岡山県国民保護計画変更に伴う修正	○警報の通知、伝達等 ・非常時の通知・伝達手段として、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を明記
(2)災害対策基本法の表現との整合	○「災害時要援護者」を「要配慮者」に名称変更(第2編第2章ほか)
(3)市民への情報伝達手段等を追加	○IP告知放送設備、屋外広報塔、CATV、ホームページ、緊急速報メール
(4)所轄省庁・組織名称の変更、統計数値の時点修正等	○所管省庁の変更 ・国民保護法の救援事務 厚生労働省から内閣府(防災担当)に変更 ・武力攻撃原子力災害への対処 異常等を把握した際の通報先を、文部科学省から原子力規制委員会に変更 ・現時点の真庭市組織機構による名称等の変更 ・気候、人口分布、大字別人口、人口密度等統計数値の修正 ・文言の追加・修正